



2026年5月13日

各 位

会 社 名 日本酸素ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 CEO 濱田 敏彦  
(コード番号 4091 東証プライム)  
問合せ先 IR部長 梶山 慶太  
(TEL 03-5788-8512)

### 業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下「本制度」といいます。）の導入に関する議案を2026年6月17日開催の第22回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 導入の背景及び目的

当社取締役会は、取締役（ただし、社外取締役及び当社の親会社又は兄弟会社の役職員を主たる職務とする取締役等及び国内非居住者を除く。以下「対象取締役」といいます。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、対象取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本株主総会において役員報酬に関する株主の皆様のご承認をいただくことを条件に本制度を導入することを決議し、本制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。

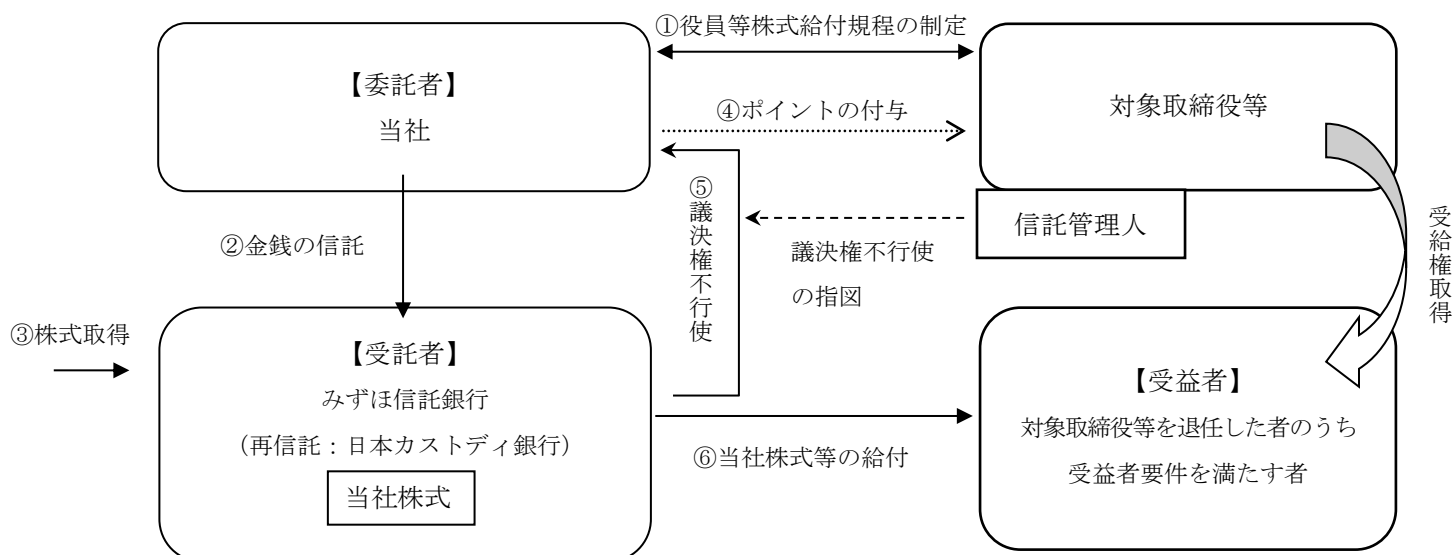
なお、本制度は対象取締役のほか、執行役員（ただし、国内非居住者を除く。以下「対象執行役員」といい、「対象取締役」と「対象執行役員」とを併せて、「対象取締役等」といいます。）も対象に含みます。

#### 2. 本制度の概要

##### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、対象取締役等に対して、当社が定める役員等株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付されるという、業績連動型株式報酬制度です。なお、対象取締役等は、原則として、退任時に当社株式等の給付を受けます。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員等株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて取得します。
- ④ 当社は、役員等株式給付規程に基づき対象取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、対象取締役等を退任した者のうち役員等株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、対象取締役等が役員等株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

(2) 本制度の対象者（対象取締役等）

取締役及び執行役員（社外取締役、当社の親会社又は兄弟会社の役職員を主たる職務とする取締役及び国内非居住者は、本制度の対象外とします。）

(3) 信託期間

2026年8月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員等株式給付規程の廃止等により終了します。）

#### (4) 信託金額

本株主総会で、本制度の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、2027年3月末日で終了する事業年度から2030年3月末日で終了する事業年度までの4事業年度（以下、当該4事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する4事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、対象取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします<sup>(注)</sup>。なお、対象期間は、原則として、当社の中期経営計画の期間と連動させることとし、今後、中期経営計画の期間を変更した場合、当該期間に応じて対象期間も変更いたします。

まず、当社は、本信託設定（2026年8月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を拠出し、本信託を設定します。本制度においては、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。本制度に基づき対象取締役等に対して付与するポイントの上限数は、下記（6）のとおり、1事業年度当たり50,000ポイントであり、4事業年度分で合計200,000ポイントとなります。そのため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、200,000株を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、2026年3月31日の終値5,533円を適用した場合、上記の必要資金は、約1,106百万円となります。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく対象取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して対象取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、対象取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（注）当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

#### (5) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて実施することとします。

なお、対象取締役等に付与されるポイント数の上限は、下記（6）のとおり、1事業年度当たり50,000ポイントであるため、当初対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は200,000株となります。また、当初対象期間経過後の各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は50,000株に当該対象期間に係る事業年度数を乗じた数となります。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

#### (6) 対象取締役等に給付される当社株式等の数の上限

対象取締役等には、各事業年度に関して、役員等株式給付規程に基づき役位に応じて定まる数のポイントを一次的に付与します。対象取締役等に対し事業年度毎に一次的に付与したポイントは、原則として、各対象期間終了後に、業績達成度等に応じた係数を乗じることによって調整します。

対象取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数（上記各対象期間終了後の調整を勘案後のポイント数とします。）の合計は、50,000ポイント（うち対象取締役分として20,000ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、対象取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、対象取締役等に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

なお、対象取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式に係る議決権数200個の、発行済株式総数に係る議決権数4,326,868個（2026年3月31日現在）に対する割合は約0.0046%です。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる対象取締役等のポイント数は、原則として、退任時までに当該対象取締役等に付与されたポイント数の合計とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

#### (7) 当社株式等の給付

対象取締役等が退任し、役員等株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該対象取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員等株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた対象取締役等であっても、対象取締役等の職務執行に関連する重大な法令違反等や不適切な会計処理その他の事由が生じた場合は、給付を受ける権利の全部又は一部を取得できないこととします。また、給付を受けた対象取締役等であっても、対象取締役等の職務執行に関連する重大な法令違反等や不適切な会計処理その他の事由が生じた場合は受領した株式及び金銭に相当する経済価値の全部又は一部について金銭による返還請求を受けることがあります。

#### (8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

#### (9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員等株式給付規程の定めに従って、当社及び当社グループの役員と利害関係のない団体へ寄附されることとなります。

#### (10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員等株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により団体へ寄付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

#### (11) 国内非居住者の取扱い

国内非居住者に該当する取締役（社外取締役及び当社の親会社又は兄弟会社の役職員を主たる職務とする取締役を除く）及び執行役員については本制度の対象とせず、本制度に代わり金銭報酬に係る報酬限度額の範囲内で株価連動型金銭報酬（ファントムストック）により給付を行うこととします。

#### 【本信託の概要】

- ①名称 : 株式給付信託（BBT）
- ②委託者 : 当社
- ③受託者 : みずほ信託銀行株式会社  
(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
- ④受益者 : 対象取締役等を退任した者のうち役員等株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者を選定する予定
- ⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦本信託契約の締結日 : 2026年8月（予定）
- ⑧金銭を信託する日 : 2026年8月（予定）
- ⑨信託の期間 : 2026年8月（予定）から信託が終了するまで  
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

以上